台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立日高特別支援学校　高知みかづき分校

１　平日の授業日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判断する時刻 | 警報等の状況 | 対応 |
| 午前５時00分 | ①波浪・高潮警報を除く警報が２つ以上、（特別警報及び暴風警報にあっては１つ）、学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合。 | ・休校又は自宅待機（自宅待機：天候の回復が見込まれる場合→10：30に判断） |
| ＜①の状況にない場合で、以下の場合＞②JRが土佐山田～窪川間の全線または、一部区間において運休もしくは、運転見合わせを行っている場合。③隣接市町村から高知市に運行している電車やバス等が、運休もしくは、運転見合わせを行っている場合。 | ＜各交通機関が運行を停止中＞・自宅待機 |
| 〇10：30までに、各交通機関が運転を再開し、登校が可能となった場合＜学校に連絡し、指示を受ける＞・自力で安全に登校可能な場合は登校する。 |
| 午前10時30分 | ①②③の状況にある場合 | ・休校 |
| ①②③の状況にない場合 | ・午後から授業を実施（自力で安全に登校可能な場合は登校する。） |

　　※前日に翌日の天候悪化が予想される場合には、前日の放課後までに休校等の判断を行う。

　　※現場実習期間中において、午前５時の時点で①②③の状況にある場合は、現場実習は中止とし、学校からの指示に従う。

２　土曜、日曜、休日及び長期休業中の教育活動

　（参観日、みかづき祭り、よさこいボランティア、学園祭　等）

|  |
| --- |
| 〇上記「１ 平常授業」時の判断基準に準じる。　ただし、午前10時30分時点において「①②③の状況にない場合」であっても、行事を中止とし休校とすることもある。 |

※翌日に天候の悪化が予想される場合には、前日の午後５時に中止・休校等の判断を行う。

（注）　①　居住地域や通学地域が上記の状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。

　　　　②　判断する時刻が上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校は控えること。

　　　　③　対応状況を学校のホームページに掲載するので、確認を行うこと。

　　　　④　外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。